

平成 30 年度和歌山県計画に関する 事後評価

令和 2 年 1 月
和歌山県

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

行った

(実施状況)

【医療分】

・令和元年7月16日 和歌山県医療審議会において報告（平成30年度実施分）

【介護分】

・令和元年7月1日 和歌山県介護職員確保対策支援協議会において報告
(平成30年度実施分)

行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

(2) 審議会等で指摘された主な内容

事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

審議会等で指摘された主な内容

・特になし

2. 目標の達成状況

平成30年度和歌山県計画に規定した目標を再掲し、平成30年度終了時における目標の達成状況について記載。

■ 和歌山県全体（目標と計画期間）

1. 目標

高齢化の進展に対し、急性期から回復期、慢性期、在宅医療及び介護にいたるまで、病状に応じた適切なサービスを確保する必要がある。

そのため、病床の機能分化・連携、病院を退院した患者が自宅や地域で必要な医療を受けられる在宅医療提供体制の構築を図るとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して、健康で元気に生きがいを持って暮らすことができ、たとえ介護や生活支援が必要となっても、地域全体で支え合う豊かな長寿社会の構築を図るため、以下を目標に設定する。

<医療分>

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

本県の病床を機能別にみると、急性期機能を担う病床の占める割合が多い一方で、回復期機能を担う病床の割合が少ない現状にある。さらなる高齢化に伴う医療需要の変化に対応していくためには、急性期から回復期への病床機能の転換等が課題である。

そのため、地域医療構想の推進のために設置する各構想区域の「協議の場」（地域医療構想調整会議）において、各区域の現状と課題を関係者で共有し、急性期から回復期への転換などを適切に行っていく。

あわせて、救急医療を中心に各医療機能が本来の役割を果たせるよう、ICTを活用した医療機関の相互ネットワーク構築を推進するとともに、回復期病床を中心として、各医療機関における目指すべき機能に応じた指導医の配置を行う。

【定量的な目標値】

- ・平成30年度基金を活用して行う病床の整備等

高度急性期 0床（平成26年度）→ 16床程度（令和3年度）※1

回復期 1,171床（平成26年度）→ 1,361床（令和3年度）※2

全病床 12,540床（平成26年度）→ 12,269床（令和3年度）

（※1 高度急性期は一部圏域のみ）

（※2 回復期については、他の年度の基金も活用し、令和7年度において3,315床を確保）

- ・がん年齢調整死亡率(75歳未満)

77.8（平成 28 年度）→ 68.3（令和 2 年度）

- ・ 3 次救急医療機関への軽症患者の救急搬送割合
74.5%（平成 26 年度）→ 64.5%（平成 30 年度）

② 居宅等における医療の提供に関する目標

地域包括ケアシステムを支えるため、適切な在宅医療サービスが提供できる看護職員の確保や、在宅歯科診療の推進に向けた取組を継続する。また、人生最終段階の意思決定に関し、医療関係者向け研修及び県民啓発を実施する。

【定量的な目標値】

- ・ 特定行為研修を受講した看護職員がいる施設数
0 施設（平成 28 年度）→ 20 施設（令和 2 年度）
- ・ 訪問看護ステーションに従事する看護師数
470 人（平成 28 年度）→ 620 人（令和 2 年度）
- ・ 患者の意思確認体制整備に取り組む圏域
0 箇所（平成 29 年度）→ 8 箇所（全ての保健所管内）（令和 5 年度）
- ・ 精神科病院における 1 年以上の長期入院患者の割合
67.8%（H30.6.30 時点）→ 66.5%以下（R1.6.30 時点）
- ・ 精神科病院における平均在院日数
306.8 日（平成 28 年度）→ 300 日以下（平成 30 年度）
- ・ 医療的ケア児に対応可能な訪問看護ステーションの割合
40%弱（平成 28 年度）→ 50%（平成 30 年度）

④ 医療従事者の確保に関する目標

本県の人口 10 万人対医師数は全国平均を上回っているものの、和歌山保健医療圏に医師が集中し、また、産科医、麻酔科医、小児科医が不足している状況にある。

これらの課題を解決するための取組を進め、卒後の研修体制を整備するなど積極的かつ安定的な医師確保に取り組むとともに、看護師、歯科衛生士等医療従事者の養成、確保についても、引き続き、取組を進めていく。

【定量的な目標値】

- ・ 県内医療施設従事医師数
2,768 人（平成 28 年度）→ 3,200 人（令和 8 年度）
- ・ 分娩手当支給施設の産科・産婦人科医師数
52 人（平成 29 年度）→ 平成 30 年度において維持
- ・ 分娩 1,000 件当たりの分娩取扱医療機関勤務産婦人科医師数
9.3 人（平成 29 年度）→ 平成 30 年度において維持
- ・ N I C U 設置病院の維持

3 病院（平成 29 年度）→ 3 病院（令和元年度）

- ・ 従事者届による看護職員の実人数
14,337 人（平成 28 年度）→ 15,255 人（令和 2 年度）
- ・ 院内保育所の設置数
31 施設（平成 29 年度）→ 34 施設（平成 30 年度）
- ・ 院内保育所の運営支援施設数
11 施設（平成 29 年度）→ 14 施設（平成 30 年度）
- ・ 小児 2 次救急医療体制を整備する圏域
4 圏域（平成 27 年度）→ 5 圏域（平成 30 年度）
- ・ 2 次救急医療機関における小児救急患者数（入院を除く患者数）
14,484 人（平成 28 年度）→ 13,500 人（平成 30 年度）

<介護分>

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

令和 2 年度末における介護職員需給差(877 人)を解消するため、介護職員 300 人の増加を目標とする。

目標の達成に向け、県内の労働市場の動向も踏まえ、特に県内の中・高校生等に対する介護や介護の仕事のイメージアップ、高校生への介護資格取得支援、介護未経験者の中高齢者の参入促進や、福祉関係職員の人材育成、介護職員のスキルアップ及び職場環境の改善を支援することにより介護従事者の確保及び定着の促進を図る。

【定量的な目標値】

- ・ 介護の仕事のイメージアップ 学校訪問件数 210 校
- ・ 高校生への介護資格取得支援 資格取得者数 240 人
- ・ 介護未経験の中高齢者の参入促進 研修受講者 70 人
- ・ 国家資格取得等のための勉強会開催 勉強会参加者 600 人
- ・ 喀痰吸引等研修による認定特定行為従事者の養成 390 人
- ・ 職場環境に関する訪問相談 事業所訪問件数のべ 150 件

2. 計画期間

平成30年4月1日～令和3年3月31日

和歌山県全体（達成状況）

<医療分>

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

1) 目標の達成状況

- ・平成30年度基金を活用して行う病床の整備等
高度急性期 0床（平成26年度）→ 0床（平成30年度）
回復期 1,171床（平成26年度）→ 1,171床（平成30年度）
全病床 12,540床（平成26年度）→ 12,540床（平成30年度）
（基金の活用による病床機能転換（又は廃止）の実績は無し。）
- ・がん年齢調整死亡率（75歳未満）
（今後公表される統計により評価）
- ・3次救急医療機関への軽症患者の救急搬送割合
74.5%（平成26年度）→ 64.3%（平成29年度）

2) 見解

地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業については、平成28年度に「和歌山県地域医療構想」を策定し、その構想の達成に向け、取組を進めている。各医療圏において「地域医療構想調整会議」を開始し、医療関係者の相互の理解及び協力の下、着実に医療機能の分化・連携を推進し、急性期から回復期への転換などを、基金を活用し支援している。

今後も引き続き、地域医療構想を達成し、適切かつ質の高い医療提供体制を整備するため、医療機能の分化・連携を支援する必要がある。

3) 改善の方向性

平成30年度における病床の機能転換・廃止については、施設改修や医療機器整備を伴わないものが多く、また、当初予定されていた補助事業の延期もあり、結果として、基金の活用につながらなかった。

なお、病床機能転換等に係る補助制度については、令和元年度（7月1日）において要件の拡充、補助率の引上げ等を実施し、より多くの医療機関が制度を活用できる環境を整備した。その結果、補助制度を活用した病床の機能転換・廃止に係る医療機関からの相談が、大幅に増加している状況にある。

4) 目標の継続状況

- 令和元年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和元年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

② 居宅等における医療の提供に関する目標

1) 目標の達成状況

- ・特定行為研修を受講した看護職員がいる施設数
0施設（平成28年度）→ 3施設（平成30年度末）
- ・訪問看護ステーションに従事する看護師数

470人（平成28年度）→555人（平成30年度）

- ・患者の意思確認体制整備に取り組む圏域の増
0か所（平成29年度）→8か所（全保健所地域）（平成30年度）
- ・精神科病院における1年以上の長期入院患者の割合
（今後確定する数値により評価）
- ・精神科病院における平均在院日数
（今後確定する数値により評価）
- ・医療的ケア児に対応可能な訪問看護ステーションの割合
40%弱（平成28年度）→約40%（平成30年度）

2) 見解

居宅等における医療の提供に関する事業については、在宅医療サポートセンターの設置を促進し、在宅医療を提供する体制を整備したところであるが、県独自に「地域密着型協力病院」の指定を進めるなど、引き続き在宅医療の提供体制を強化に取り組んでおり、今後も基金を活用しながら、地域包括ケアを支える人材の確保や、在宅歯科診療の推進に向けた取組を進めていく。

3) 改善の方向性

重症心身障害児者等に係る在宅医療連携体制整備については、訪問看護事業所数の増加に併せ、医療的ケア児への対応を既存の小児対応訪問看護事業所で対応したことから、目標（医療的ケア児に対応可能な訪問看護ステーションの割合：50%）の達成には至らなかった。

今後は、支援者養成研修により、小児対応訪問看護事業所の拡充に取り組む。

4) 目標の継続状況

- 令和元年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和元年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

④ 医療従事者の確保に関する目標

1) 目標の達成状況

- ・県内医療施設従事医師数
（増加数は今後把握予定）
- ・分娩手当支給施設の産科・産婦人科医師数
52人（平成29年度）→52人（平成30年度）
- ・分娩1,000件当たりの分娩取扱医療機関勤務産婦人科医師数
9.3人（平成29年度）→10.2人（平成31年4月）
- ・NICU設置病院数
3病院（平成29年度）→3病院（平成30年度）

- ・従事者届による看護職員の実人数
14,337人（平成28年度）→14,705人（平成30年度）
- ・院内保育所の設置数
31施設（平成29年度）→34施設（平成30年度）
- ・院内保育所の運営支援施設数
11施設（平成29年度）→14施設（平成30年度）
- ・小児2次救急医療体制を整備する圏域
4圏域（平成27年度）→5圏域（平成30年度）
- ・2次救急医療機関における小児救急患者数（入院を除く患者数）
14,484人（平成28年度）→12,404人（平成30年度）

2) 見解

医療従事者の確保については、地域において適切で質の高い医療提供体制を構築し、その強化を図るため、医師や看護職員等の医療従事者の確保はもとより、提供サービスの質の向上等も図ってきたところ。しかしながら、医師の地域偏在や看護職員不足等の問題は解消に至っておらず、今後も継続的に事業を実施し、さらなる医療従事者の確保及び提供サービスの質の向上を図る必要がある。

3) 目標の継続状況

- 令和元年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和元年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

<介護分>

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

1) 目標の達成状況

介護職員300人／年の増加を目標とし、407人（※）（介護サービス施設・事業所調査より（H29.4.1～H31.3.31）増加した（達成率136%）。

※407人の算出方法

令和元年度介護サービス施設・事業所調査をもとに算出される平成30年度都道府県別介護職員数が、令和元年12月末日時点で厚生労働省より提供がないため、過去4年間の介護職員数の伸び率の平均をもとに平成30年度和歌山県の介護職員数（推測）を算出

【計算方法】

平成25年度 19,552人	→平成26年度 19,557人	伸び率 1.00025%
平成26年度 19,557人	→平成27年度 20,487人	伸び率 1.04755%
平成27年度 20,487人	→平成28年度 20,521人	伸び率 1.00165%
平成28年度 20,521人	→平成29年度 21,092人	伸び率 1.02782%
→過去4年間の伸び率平均		1.01932% (4.07729/4)

平成 29 年度 21,092 人×過去 4 年間の伸び率平均 1.01932%＝平成 30 年度 21,499 人

平成 30 年度 21,499 人－平成 29 年度 21,092 人＝**407 人**

2) 見解

介護職員数においては、目標を達成し、当該計画事業の実施により介護人材確保に関して、一定の事業効果があったと考えられる。

3) 改善の方向性

更なる職員数の増加を目指し、高校生の介護分野への入職促進をより一層図るため、県、県福祉人材センター、及び県老人福祉施設協議会が一体となって、就職率が高い地域の高等学校を直接訪問することにより、在学中の介護職員初任者研修課程の取得促進や職場体験等の参加者増を図る。

また、就職相談会や介護未経験者向けの研修会について、周知方法や開催場所・時期等を試行錯誤するとともに、ハローワークと県福祉人材センター等関係者間の情報連携を強化することや研修等の既受講者に対し、改めて就職相談会への参加を呼びかけることで、就職マッチング数の増加を図る。

上記のような取組を行うことで更なる介護職員数の増加を図っていく。

4) 目標の継続状況

- 令和元年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和元年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 区域ごとの目標と計画期間

① 本県の医療と介護の総合的な確保に関する目標

和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域において、和歌山県全体の目標と同じ。

② 計画期間

和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域において、和歌山県全体の目標と同じ。

□ 区域ごとの達成状況

和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域における達成状況は、和歌山県全体と同じ。

3. 事業の実施状況（医療分）

平成30年度和歌山県計画に規定した事業について、平成30年度終了時における事業の実施状況について記載。

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【NO. 1】 病床機能の分化・連携のための施設設備整備等	【総事業費】 1,110,580 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	医療機関、和歌山県	
事業の期間	平成30年（2018年）度医療介護提供体制改革推進交付金内示後～令和3年（2021年）3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>地域医療構想に基づき、高度急性期から急性期、回復期、慢性期まで、医療機能の分化・連携を促進し、患者が状態に見合った病床でふさわしい医療を提供する体制を整備するため、病床の機能転換整備等の推進が必要。</p> <p>アウトカム指標： 平成30年度基金を活用して整備を行う、不足している病床機能ごとの病床数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度急性期（一部圏域のみ）： 0床（2014年度（平成26年度）） → 16床程度（2021年度（令和3年度）） ・回復期： 1,171床（2014年度（平成26年度）） → 1,361床（2021年度（令和3年度）） ・全病床： 12,540床（2014年度（平成26年度）） → 12,269床（2021年度（令和3年度）） 	
事業の内容（当初計画）	<p>各保健医療圏において必要な病床機能についての医療関係者の理解を促進するため、各医療機関の医療実績等に関するデータ（病床機能報告等）を管理するシステムを改修するとともに、医療機関の経営状況や診療実態についての分析を実施する。</p> <p>また、その理解のもとに推進される病床機能転換、再編・ネットワーク化等について、施設・設備の整備等、基盤の構築を支援する。</p>	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・急性期から高度急性期への転換を実施する施設 2施設 ・急性期から回復期への転換を実施する施設 6施設 ・既存病床数から削減し、通所リハ在宅医療を支える施設に転換する 1施設 	

<p>アウトプット指標（達成値）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・急性期から高度急性期への転換を実施する施設 0施設 ・急性期から回復期への転換を実施する施設 0施設 ・既存病床数から削減し、通所リハ在宅医療を支える施設に転換する 0施設 <p>※システムについては、平成 30 年度診療報酬改定に対応した改修を実施。</p> <p>※分析事業については、県内 3 医療圏において病院の経営実態を踏まえた再編・ネットワーク案を作成したほか、県内各医療圏における医師数の将来推計を行った。</p>
<p>事業の有効性・効率性</p>	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 基金の活用による病床機能転換及び通所リハ等施設への転換については、観察できなかった。</p> <p>（1）事業の有効性 医療機関の経営状況等の分析を通じ、収益改善効果を伴った再編・ネットワーク化のあり方が「見える化」され、関係各圏域における議論の土台が整った。 その一方、平成 30 年度における病床の機能転換・廃止については、施設改修や医療機器整備を伴わないものが多く、また、当初予定されていた補助事業の延期もあり、結果として、基金の活用につながらなかった。 なお、病床機能転換等に係る補助制度については、令和元年度（7 月 1 日）において要件の拡充、補助率の引上げ等を実施し、より多くの医療機関が制度を活用できる環境を整備した。その結果、補助制度を活用した病床の機能転換・廃止に係る医療機関からの相談が、大幅に増加している状況にある。</p> <p>（2）事業の効率性 病床機能転換等に係る施設整備に当たっては、各医療機関において入札等を実施することとしており、コストの低下を図っている。また、病床機能報告等データを管理するシステムについては、既存の医療関係システムと一元管理とすることで、経費を節減している。</p>
<p>その他</p>	

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【NO. 2】 がん診療施設設備整備	【総事業費】 432,581 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	平成 30 年（2018 年）4 月 1 日～平成 31 年（2019 年）3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	県内のがん治療水準の「均てん化」を進め、がんによる死亡率を低下させるとともに、がん治療の入院期間の短期化を図り、限られた急性期機能の集約化と、急性期・回復期機能の分化・連携を促進し、地域医療構想に定める質の高い医療提供体制を構築する必要がある。	
	アウトカム指標： がん年齢調整死亡率(75 歳未満) 77.8(平成 28 年度) → 68.3(令和 2 年度)	
事業の内容（当初計画）	がん診療及び治療を行う病院の設備整備について補助を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	医療機器整備を行う病院数 6 ヶ所	
アウトプット指標（達成値）	医療機器整備を行う病院数 10 ヶ所	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 年齢調整死亡率(75 歳未満) 82.2(H26) → 77.9(H29) 1 年以内では観察することはできない。 ※今後公表される統計により達成値を測る。	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>平成 26 年度、がん（悪性新生物）による死亡率が全国で 7 位（平成 26 年人口動態統計）であったが、数値上は改善傾向が見られる。</p> <p>本県において、予防施策等と合わせて行うがん治療を実施する医療施設の設備整備を支援することで、この改善に寄与していると推測される。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>施設整備又は設備整備に当たって、各医療機関において入札等を実施することにより、コストの低下を図っている。</p>	
その他		

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【NO. 3】 I C Tを活用した医療機関連携ネットワーク整備事業	【総事業費】 15,221 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	公的病院	
事業の期間	平成 30 年（2018 年）度医療介護提供体制改革推進交付金内示後～平成 31 年（2019 年）3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療へのアクセスが困難な山間地域などにおいて、多様化する医療需要への対応が困難であり、また、高次救急医療機関への軽症患者の搬送による救急医療の提供に負担が生じるなど、県民への適切な医療の提供が困難な状況を解消し、医療へのアクセスが困難な地域でも十分な医療の提供を受けられ、救急医療を中心に各医療機能の本来の役割を果たせるように、通常診療から救急医療に至るまで I C Tを活用した医療機関の相互ネットワークの構築が必要。	
	アウトカム指標： 3 次救急医療機関へ軽症患者の救急搬送割合について、2018 年度に 2014 年度比で 1 割減少させる。 74.5%(2014 年度(平成 26 年度)) →64.5% (2018 年度(平成 30 年度))	
事業の内容（当初計画）	県内のへき地診療所等と和歌山県医大、日赤、公的病院間の切れ目ない医療情報連携を可能とするため、I C Tを活用し医療機関相互のネットワークの構築を図り、通常診療から救急医療に至るまで一連のサービスを洩れなく提供するための参加医療機関のシステム整備を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	遠隔診療体制の参加医療機関数 11 医療機関	
アウトプット指標（達成値）	遠隔診療体制の参加医療機関数 25 施設 【内訳】 ① 遠隔救急支援システム 12 病院・1 診療所 (平成 29 年度積立基金で整備：1 医療機関) (平成 30 年度積立基金で整備：5 医療機関) ② 遠隔カンファレンス（TV 会議システム） 24 医療機関 (平成 30 年度積立基金で整備：4 診療所) *11 病院・1 診療所は遠隔救急支援システムの整備先と重複	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 3 次救急医療機関へ軽症患者の救急搬送割合（▲ 1 割減） 74.5%（平成 26 年度） → 平成 30 年度実績は令和元年度中に評価 【参考】 64.3%（平成 29 年度）	

	<p>(1) 事業の有効性 ICTを活用した医療機関相互のネットワークを活用し、県内のへき地診療所等と和歌山県医大、日赤、公的病院間の切れ目ない医療情報連携体制を構築することで、通常診療から救急医療に至るまで一連のサービスが洩れなく提供できる。</p> <p>(2) 事業の効率性 遠隔医療推進協議会の審議を通じて、最も効果的を発現すると判断できる医療機関にICT機器の配置を進めた。</p>
その他	<p>【参考①】 遠隔救急支援システムの利用実績：9件 (平成30年11月～平成31年3月末) *全国初の全県展開の「遠隔救急支援システム」を構築した。 *二次救急から三次救急への転送不要案件数：1件 *二次救急から三次救急への転送案件で、手術開始時間が60分以上短縮した例あり。</p> <p>【参考②】 遠隔カンファレンスシステムの遠隔外来実績(平成30年度)：67件</p>

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【NO. 4】 医療提供体制構築のための指導医派遣	【総事業費】 40,000 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	和歌山県立医科大学（和歌山県）	
事業の期間	平成 30 年（2018 年）4 月 1 日～平成 31 年（2019 年）3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	回復期病床への転換など、地域医療構想に基づく医療機能の分化・連携を進めていくためには、転換後の機能に応じた医療従事者の確保に対する支援が必要。 アウトカム指標： 地域医療構想において必要となる回復期病床数（2025 年において 3,315 床）の確保	
事業の内容（当初計画）	本県唯一の医師派遣機関である県立医科大学との協定に基づき、不足する回復期病床を中心として、各医療機関における目指すべき機能に応じた指導医の派遣を行い、地域医療構想を踏まえた医療提供体制を構築するための医師を養成することで、目指すべき機能への移行を後押しし、医療機能の分化・連携を促進する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	指導医の追加配置により、各医療機関が目指すべき機能に対応するための指導を受けた医師数 0 人（平成 27 年度） → 20 人（平成 30 年度）	
アウトプット指標（達成値）	指導医の追加配置により、各医療機関が目指すべき機能に対応するための指導を受けた医師数 平成 30 年度までの総数：22 名 （平成 30 年度：9 名、平成 29 年度：7 名、平成 28 年度：6 名）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 回復期病床の増加（病床機能報告） 平成 29 年度 1,608 床 → 平成 30 年度 2,046 床 （1）事業の有効性 県内公的病院等に多数の医師を派遣している公立大学法人和歌山県立医科大学と連携し、各医療機関の地域医療構想での役割を踏まえて、若手医師及び指導医を適切に派遣することで、医療機関の目指すべき機能への移行を推進することができる。 （2）事業の効率性 県内公的病院等に多数の医師を派遣している公立大学法人和歌山県立医科大学と連携することで、県内医療機関の状況を把握して、効率的な指導医派遣を実施することができた。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO. 5】 在宅医療等を支える特定行為研修受講支援	【総事業費】 9,060 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	平成 30 年（2018 年）4 月 1 日～令和 2 年（2020 年）3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成 27 年 10 月 1 日から始まった特定行為研修の受講を促進し、特定行為を行う看護師を養成し、在宅医療を中心に、回復期、慢性期病床の各段階において、適切な医療サービスを提供する体制の整備が必要。 アウトカム指標： 特定行為研修を受講した看護職員がいる施設数 （平成 28 年度）0 施設 → （令和 2 年度）20 施設	
事業の内容（当初計画）	特定行為研修の受講を支援し、特定行為を行う看護師がいる施設数の増加を図り、在宅医療を中心に、回復期、慢性期病床の各段階において、適切な医療サービスの提供体制が構築される。	
アウトプット指標（当初の目標値）	研修を受講した看護師数 10 人	
アウトプット指標（達成値）	研修を受講した人数 4 人	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 特定行為研修を受講した看護職員がいる施設数 0 施設（平成 28 年度） → 3 施設（平成 30 年度末） （1）事業の有効性 特定行為が行える看護職が増えたことにより、特定行為を行える施設が平成 30 年度に 3 施設となった。 （2）事業の効率性 研修機関の対象を県内研修機関に限ることとし、支援を受講料の一部のみとすることで、医療機関の負担を軽減するとともに、より少ない事業費で受講者の確保が図られた。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.6】 地域包括ケアシステムを支える訪問看護研修 及びマネジメント研修	【総事業費】 1,970 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	和歌山県看護協会（県）	
事業の期間	平成 30 年（2018 年）4 月 1 日～平成 31 年（2019 年）3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	増加が見込まれる在宅患者や、多様化する在宅医療のニーズに対応するため、適切な医療サービスが供給できる看護職員の確保が必要。 アウトカム指標： 訪問看護ステーションに従事する看護師数 470 人(平成 28 年度) → 620 人(令和 2 年度)	
事業の内容（当初計画）	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師に対する訪問看護入門研修の実施 ・保健師に対する地域包括ケアシステムマネジメント研修の実施 	
アウトプット指標（当初の目標値）	研修受講人数 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護入門研修 20 人 ・地域包括ケアシステムマネジメント研修 10 人 	
アウトプット指標（達成値）	研修受講人数 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護入門研修 21 人 ・地域包括ケアシステムマネジメント研修 13 人 	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 訪問看護ステーションに従事する看護師の実人員 555 人（平成 30 年度） ※ 従事者届は 2 年に 1 回（前回は平成 28 年度） （1）事業の有効性 訪問看護活動における基礎的知識・技術の理解により、在宅療養支援にかかる人材の資質向上が図られた。事例検討や地域の健康課題の抽出等を通して、中堅保健師としての実践及び専門能力の向上が図られた。 （2）事業の効率性 事業委託先を研修施設を有する団体とすることで、会場確保に要する経費を抑えることができた。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.7】 患者及び家族の思いをつなぐ医療支援事業	【総事業費】 3,232 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	和歌山県	
事業の期間	平成 30 年（2018 年）4 月 1 日～平成 31 年（2019 年）3 月 31 日 □継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>患者の意思が尊重され、住み慣れた地域で人生の最終段階を穏やかに過ごすことができる医療体制を推進するためには、医療ケアチームによる支援のもと、患者及び家族による意思決定・合意形成が行われ、適切な医療サービスが提供される体制整備が必要。</p> <p>アウトカム指標： 患者の意思確認体制整備に取り組む圏域の増 0 か所(2017 年度(平成 29 年度)) → 8 か所(全保健所地域) (2023 年度(令和 5 年度))</p>	
事業の内容（当初計画）	<ul style="list-style-type: none"> ・医療従事者を対象とした意思決定支援研修の実施 ・人生の最終段階における医療の意思決定について啓発を実施 ・在宅医療・救急医療連携による意思確認体制の整備 	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・意思決定支援研修 受講人数 50 人（実人数） ・県民向け啓発冊子 20,000 部配布 	
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> ・意思決定支援研修 受講人数 54 人（実人数） ・県民向け啓発冊子 32,000 部配布 ・県民向け啓発イベントの開催 参加者約 300 人 	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 患者の意思確認体制整備に取り組む圏域の増 0 か所(2017 年度(平成 29 年度)) → 8 か所(全保健所地域) (2018 年度(平成 30 年度))</p> <p>(1) 事業の有効性 県民に対し、啓発冊子の配布や演劇等による啓発イベントを実施することにより患者及び家族による意思決定の重要性を周知するとともに、医療・介護従事者を対象とした研修を実施することにより、医療ケアチームによる支援体制の整備を行うことができた。</p> <p>(2) 事業の効率性 冊子の作成は入札形式により業者を選定することで、安価な金額で作成することができた。また、意思決定支援を必要とする患者、家族が利用する病院や診療所、訪問看護ステーションを通じ啓発冊子を配布することにより、効率的に配布することができた。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO. 8】 早期退院・地域定着のための精神障害者支援体制整備	【総事業費】 4,841 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	和歌山県	
事業の期間	平成 30 年（2018 年）4 月 1 日～平成 31 年（2019 年）3 月 31 日 □継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>精神科病院に長期入院している患者の早期退院・地域定着を目指すために、法律で支援が義務づけられていない『1 年以上の長期入院患者』に対して退院支援を行っていくことこそが、平均在院日数などを減らしていく上で重要であり、併せて、地域での支援体制整備の強化が必要なことである。</p> <p>アウトカム指標： <ul style="list-style-type: none"> ・1 年以上の長期入院患者の割合を 66.5%以下に減少させる。 ⇒69.9% (H29. 6. 30 時点) から 67.8% (H30. 6. 30 時点) と減少している。【精神保健福祉資料(630 調査)より】 ・平均在院日数を 300 日以下に減少させる。 ⇒321.4 日 (H27 年) から 301.2 日 (H29 年) に減少している。【医療施設調査・病院報告より】 </p>	
事業の内容（当初計画）	1 年以上の長期入院患者を対象とした相談支援事業所と医療機関、行政等の連携による退院支援。各圏域の相談支援事業所に「地域移行促進員」を配置し、入院中からのかかわりを開始。退院意欲の喚起や、周囲の支援者の退院支援意欲を促進するための研修や、普及啓発活動を通し、地域の支援体制を整備する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	地域移行促進員設置の相談支援事業所数 8 事業所（6 圏域）	
アウトプット指標（達成値）	地域移行促進員設置の相談支援事業所数 8 事業所（6 圏域） （参考：地域移行促進員を配置し、精神科病院の長期入院患者に対して、退院に向けた意欲喚起を行い、各圏域において講演会を実施したり、パンフレットやチラシを作成するなど圏域に応じた事業の利用を行っている。）	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： <ul style="list-style-type: none"> ・1 年以上の長期入院患者の割合 69.1% (R1. 6. 30 時点) ・平均在院日数 298.9 日 (H30 年) </p> <p>(1) 事業の有効性 長期入院者を対象とした退院意欲の喚起や、周囲の支援者の退院支援意欲を促進するための支援体制整備など通じ、地域移行支援をすすめていくことにより、1 年以上長期入院患者の割合を下げるができています。また、同時に平均在院日数も減少しており、今後も継続していくことで、更なる減少を見込むことが出来る。</p> <p>(2) 事業の効率性 各圏域において、自立支援協議会専門部会と連動しながら</p>	

	本事業を実施しているため、圏域にあった事業を効率よく展開することができている。そのため、コスト面でも無駄のない設計となっている。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO. 9】 重症心身障害児者等在宅医療等連携体制整備	【総事業費】 40,627 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	和歌山県	
事業の期間	平成 30 年（2018 年）4 月 1 日～平成 31 年（2019 年）3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療的ケア児対応可能な訪問看護ステーションの割合は全体の 40%未満と低く、在宅の重症心身障害児者等に対し必要な医療・福祉サービス等が提供され、地域で安心して療養できる在宅医療連携体制の整備が必要。	
	アウトカム指標： 医療的ケア児対応可能な訪問看護ステーションの割合増加 40%弱(平成 28 年度) → 50% (平成 30 年度)	
事業の内容（当初計画）	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の委託を受けた社会福祉法人等が在宅で生活する障害児（者）に対して実施する在宅支援訪問リハビリ等及び施設支援一般指導事業 ・事業の委託を受けた社会福祉法人等が在宅で生活する重症心身障害児者に関して各関係機関と連携を図り、在宅医療支援を整備する事業 	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の委託を受けた法人が、相談や指導を希望する在宅障害児者の家庭を訪問する在宅支援訪問リハビリ等及び児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所に技術指導を行う施設支援一般指導を合計年 5,000 回以上実施 ・事業の委託を受けた法人が重症心身障害児者の在宅支援関係者を対象に行う研修もしくは講演会を年 1 回以上実施 	
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> ・施設支援一般指導 5,334 回/年 ・医療的ケア児等支援者・コーディネーター養成研修 修了者 98 名 	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 医療的ケア児に対応可能な訪問看護ステーションの割合 約 40%</p> <p>訪問看護事業所数の増加に併せ、医療的ケア児への対応を、既存の小児対応訪問看護事業所に対応したことから、目標達成に至らなかった。 今後は支援者養成研修により小児対応訪問看護事業所の拡充に取り組む。</p>	
	<p>(1) 事業の有効性 本事業の実施により、委託を受けた社会福祉法人等を中心に重症心身障害児者等支援に係る関係者のネットワークを構築することができ、基幹病院から退院してくる重症児の情報交換、必要な社会資源の共通理解を各圏域内の関係機関と連携できるようになった。</p> <p>(2) 事業の効率性</p>	

	障害福祉圏域ごとに、地域の核となる社会福祉法人等に事業を委託することにより、コストの低減を図り、効率的に地域性を考慮した医療連携体制をとることができ、また、連絡会や合同研修による知識・スキルの向上が図れた。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO. 10】 在宅介護者への歯科口腔保健推進	【総事業費】 1,142 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	歯科診療所等	
事業の期間	平成 30 年度（2018 年度）医療介護提供体制改革推進交付金内示後～平成 31 年（2019 年）3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	在宅療養者の増加や在宅歯科医療のニーズの多様化に対応し、適切な在宅歯科医療が提供できる体制の強化が必要。 アウトカム指標： 1 か月間の居宅療養管理指導の実施件数 （歯科医師による、歯科衛生士による） 1,037 件(平成 26 年 9 月) → 1,060 件(平成 31 年 3 月) （※年に 5 件増加）	
事業の内容（当初計画）	在宅療養者への口腔ケアや在宅介護者への歯科口腔保健の知識・技術指導を行うことで、今後増加が見込まれる在宅療養者や多様化する在宅歯科医療のニーズに対応し、適切な在宅歯科医療が提供できる体制を構築する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	口腔ケアや指導に必要な医療機器を整備する歯科診療所等 1 か所	
アウトプット指標（達成値）	口腔ケアや指導に必要な医療機器を整備する歯科診療所 3 か所	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 居宅療養管理指導（歯科医師による、歯科衛生士による） 1,037 件（平成 26 年 9 月） → 1,001 件（平成 29 年） （1）事業の有効性 在宅歯科診療における口腔ケアのための医療機器の購入支援により、指導件数は減少したものの、在宅歯科医療の質の向上を図ることができた。 （2）事業の効率性 在宅歯科診療をすでに行っている診療所への支援を集中して行うことで、指導件数は減少したものの、在宅歯科医療の質の向上を効率的に図ることができた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 11】 地域医療支援センター運営	【総事業費】 52,851 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	和歌山県立医科大学（和歌山県）	
事業の期間	平成 30 年（2018 年）4 月 1 日～平成 31 年（2019 年）3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>医師の地域偏在・診療科偏在の解消を図り、県内において適切な医療サービスを供給できる体制の強化が必要。</p> <p>アウトカム指標： 県内医療施設従事医師数 2,768 人(2016 年度(平成 28 年度)) → 3,200 人(2026 年度(令和 8 年度))</p>	
事業の内容（当初計画）	県内の医師不足状況等を把握・分析し、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足医療機関の医師確保を行うため、地域医療支援センターの運営を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・医師派遣・あっせん数 5 人（平成 28 年度） → 14 人（平成 30 年度） ・キャリア形成プログラムの作成数 3 プログラム（平成 28 年度） → 3 プログラム（平成 30 年度） ※内訳：県立医大県民医療枠 1、県立医大地域医療枠 1、近畿大学医学部和歌山県枠 1 ・地域枠卒業医師数に対するキャリア形成プログラム参加医師数の割合 100%（平成 28 年度） → 100%（平成 30 年度） 	
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> ・医師派遣・あっせん数 5 人（平成 28 年度） → 14 人（平成 30 年度） ・キャリア形成プログラムの作成数 3 プログラム（平成 28 年度） → 3 プログラム（平成 30 年度） ・地域枠卒業医師数に対するキャリア形成プログラム参加医師数の割合 100%（平成 28 年度） → 100%（平成 30 年度） 	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 増加数は平成 30 年度以降把握予定 （直近の県内医療施設従事医師数：2,768 人（平成 28 年度））</p> <p>（1）事業の有効性 本事業の実施により、県立医科大学の県民医療枠・地域医療枠学生及び卒業医師の地域医療マインドの育成や卒前・卒後のキャリア形成支援を行っており、上記の卒業医師が順次、地域の医療機関で勤務することにより、医師の地域偏在の解消が期待できる。</p> <p>（2）事業の効率性 県内唯一の医師養成機関であり、県内公的病院等に多数の医師を派遣している公立大学法人和歌山県立医科大学に業務を委託することで、大学と共同・連携した医師の養成、キャリア形成支援等が可能となり、事業の重複をなくし、事務の効率化を図ることができた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.12】 産科医等確保支援	【総事業費】 48,380 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	和歌山県	
事業の期間	平成 30 年（2018 年）4 月 1 日～平成 31 年（2019 年）3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	産科医の離職を防止し、県内産科医療体制を堅持するため、処遇改善に係る支援が必要 アウトカム指標： ・手当支給施設の産科・産婦人科医師数 52 人（2017 年度（平成 29 年度）） → 52 人（2018 年度（平成 30 年度）） ・分娩 1000 件当たりの分娩取扱医療機関勤務産婦人科医師数 9.3 人（2017 年度（平成 29 年度）） → 9.3 人（2018 年度（平成 30 年度））	
事業の内容（当初計画）	分娩を取り扱う病院、診療所、助産所を対象に、分娩を取り扱う産科・産婦人科医及び助産師に対して、処遇改善を目的として分娩件数に応じて支給される手当の補助を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・手当支給者数 90 人（平成 30 年度） ・手当支給施設数 19 施設（平成 30 年度）	
アウトプット指標（達成値）	・手当支給者数 122 人（平成 30 年度） ・手当支給施設数 21 施設（平成 30 年度）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： ・手当支給施設の常勤産科・産婦人科医師数 52 人（平成 30 年度） ・分娩 1000 件当たりの分娩取扱医療機関（病院・診療所）勤務産婦人科医師数 10.2 人（平成 31 年 4 月） （1）事業の有効性 過酷な勤務状況にある産科医療を担う医師及び助産師に対し、分娩手当等を支給することにより処遇改善を図ることができた。 また、これを通じ、分娩施設及び産科医等の確保が図られている。 （2）事業の効率性 調整率を設け、必要な費用を限定して効率的に補助を行った。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.13】 新生児医療担当医確保支援事業	【総事業費】 6,876 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	平成30年(2018年)4月1日～令和2年(2020年)3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>晩婚化による高齢出産の増加や、低出生体重児等リスクの高い新生児の出生数増加に伴い、新生児担当医の負担が増加。 新生児担当医の離職防止を図り、新生児医療体制を堅持するためには、処遇改善に係る支援が必要。</p> <p>アウトカム指標： NICU設置病院の維持 3病院(平成29年度) → 3病院(令和元年度)</p>	
事業の内容(当初計画)	NICU設置病院を対象に、処遇改善を目的として新生児取扱件数に応じて支給する手当の補助を行う。	
アウトプット指標(当初の目標値)	NICU設置病院への支援数 各年度2病院	
アウトプット指標(達成値)	NICU設置病院への支援数 2病院	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： NICU設置病院 3病院(平成30年度)</p> <p>(1) 事業の有効性 NICU(診療報酬の対象となるもの)設置病院において、新生児医療に従事する医師に対し、新生児担当手当等を支給することにより、過酷な勤務状況にある新生児医療担当医の処遇改善を図ることができた。</p> <p>(2) 事業の効率性 調整率を設け、必要な費用を限定して効率的に補助を行った。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 14】 新人看護職員研修（ナースセンター事業）	【総事業費】 1,295 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	和歌山県看護協会（県）	
事業の期間	平成 30 年（2018 年）4 月 1 日～令和 2 年（2020 年）3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進行や疾病構造の変化などにより、多様化する医療ニーズに対応し、適切な医療サービスを提供できる質の高い看護職員及び看護職員数の確保が必要。 アウトカム指標： 従事者届による看護職員の実人数の増 14,337 人(平成 28 年度) → 15,255 人(令和 2 年度)	
事業の内容（当初計画）	ガイドラインに基づいた内容で新人看護職員研修を実施するための指導者研修を実施（委託）	
アウトプット指標（当初の目標値）	研修を受けた看護職員数 各年度 40 人（実人数）	
アウトプット指標（達成値）	研修受講人数 50 人（実人数）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 看護職員の実人数 14,705 人（平成 30 年度） ※ 従事者届は 2 年に 1 回（前回は平成 28 年度） （1）事業の有効性 新人看護職員実施指導者に対して、国のガイドラインに沿った内容となるよう研修することにより、新人看護職員の早期離職防止を図ることができた。 （2）事業の効率性 研修場所を県看護研修センター 1 カ所とすることで、コストが低減され、研修の実施が効率的に行われた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.15】 新人看護職員研修（看護職員充足対策事業）	【総事業費】 33,011 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	平成 30 年（2018 年）4 月 1 日～平成 31 年（2019 年）3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>高齢化の進行や疾病構造の変化などにより、多様化する医療ニーズに対応し、適切な医療サービスを提供できる質の高い看護職員及び看護職員数の確保が必要。</p> <p>アウトカム指標： 従事者届による看護職員の実人数の増 14,337 人(平成 28 年度) → 15,255 人(令和 2 年度)</p>	
事業の内容（当初計画）	病院等において、新人看護職員に対し、国の定めるガイドラインに沿った研修を実施するための費用の補助を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・研修を実施した医療機関 25 カ所 ・研修を受けた新人看護職員数 300 人 	
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> ・研修を実施した医療機関 27 カ所 ・研修を受けた新人看護職員数 343 人 	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 看護職員の実人数 14,705 人（平成 30 年度） ※ 従事者届は 2 年に 1 回（前回は平成 28 年度）</p> <p>（1）事業の有効性 新人看護職員に対する研修を実施し、看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止を図ることができた。</p> <p>（2）事業の効率性 新人看護職員に対する研修を各医療機関で実施することで、迅速かつ効率良く事業を実施することができた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.16】 看護教育・研修	【総事業費】 1,742 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	和歌山県看護協会（県）	
事業の期間	平成 30 年（2018 年）4 月 1 日～平成 31 年（2019 年）3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>高齢化の進行や疾病構造の変化などにより、多様化する医療ニーズに対応し、適切な医療サービスを提供できる質の高い看護職員及び看護職員数の確保が必要。</p> <p>アウトカム指標： 従事者届による看護職員の実人数の増 14,337 人(平成 28 年度) → 15,255 人(令和 2 年度)</p>	
事業の内容（当初計画）	看護職員に対する看護教員研修、実習指導者講習会を実施する。（委託）	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・看護教員研修 受講者 100 名（延べ人数） ・実習指導者講習会 受講者 30 名（実人数） 	
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> ・看護教員研修 受講者 65 名（延べ人数） ・実習指導者講習会 受講者 47 名（実人数） 	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 看護職員の実人数 14,705 人（平成 30 年度） ※ 従事者届は 2 年に 1 回（前回は平成 28 年度）</p> <p>（1）事業の有効性 看護職員の養给力及び指導力強化により、社会のニーズに即応した質の高い看護の提供を図ることができ、国家試験合格率についても、全国平均を上回る合格率となった。</p> <p>（2）事業の効率性 研修場所を県看護研修センター 1 カ所とすることで、コストが低減され、研修の実施が効率的に行われた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 17】 看護職員養成強化対策	【総事業費】 77,742 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	看護師等養成所	
事業の期間	平成 30 年（2018 年）4 月 1 日～平成 31 年（2019 年）3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進行や疾病構造の変化などにより、多様化する医療ニーズに対応し、適切な医療サービスを提供できる看護職員数の確保が必要。 アウトカム指標： 従事者届による看護職員の実人数の増 14,337 人(平成 28 年度) → 15,255 人(令和 2 年度)	
事業の内容（当初計画）	看護教育の充実及び運営の適正化を図るため、民間立の看護師等養成所の運営に対する補助を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	補助を行う看護師等養成所数 3 施設	
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助を行う看護師等養成所数 3 施設 ・ 補助を行う看護師等養成所の生徒数 339 人 ・ 補助を行う看護師等養成所の卒業者数 98 人 	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 看護職員の実人数 14,705 人（平成 30 年度） ※ 従事者届は 2 年に 1 回（前は平成 28 年度） （1）事業の有効性 看護師等養成所の運営に対する補助を行い、看護職員の養成力の強化及び充実を図ることができた。 （2）事業の効率性 へき地における重点支援や国家試験合格率等による調整率を設定することで、効率的な看護職員の養成力の強化及び充実を図ることができた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.18】 潜在看護職員復職支援研修の拡充	【総事業費】 4,237 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	和歌山県看護協会（県）	
事業の期間	平成 30 年（2018 年）4 月 1 日～平成 31 年（2019 年）3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>高齢化の進行や疾病構造の変化などにより、多様化する医療ニーズに対応し、適切な医療サービスを提供できる看護職員数の確保が必要。</p> <p>アウトカム指標： 従事者届による看護職員の実人数の増 14,337 人(平成 28 年度) → 15,255 人(令和 2 年度)</p>	
事業の内容（当初計画）	潜在看護職員復職支援研修において、病院だけでなく訪問看護ステーションで実地研修を実施（委託）	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・研修受講人数 20 人 ・復職就業人数 10 人 	
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> ・研修受講人数 15 人 ・復職就業人数 9 人 	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 看護職員の実人数 14,705 人（平成 30 年度） ※ 従事者届は 2 年に 1 回（前回は平成 28 年度）</p> <p>（1）事業の有効性 看護職有資格者に対する復職支援を行うことで、県内看護職員の充足に寄与できた。</p> <p>（2）事業の効率性 事業委託先を看護職員育成のノウハウを持つ団体とすることで、講師の再委託や研修施設の確保に要する経費を抑えることができた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 19】 病院内保育所運営（病院内保育所設置促進）	【総事業費】 80,639 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	平成 30 年（2018 年）4 月 1 日～平成 31 年（2019 年）3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>多様化する医療ニーズに対応する看護職員の離職は深刻な問題となっている。看護職員の離職を防止し、適切な医療サービスを提供するためには、看護職員の働きやすい職場環境の整備が必要であることから、医療機関における保育所の整備・運営について支援が必要。</p> <p>アウトカム指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・院内保育所の設置数 31 施設（平成 29 年度）→ 34 施設（平成 30 年度） ・院内保育所の運営支援施設数 11 施設（平成 29 年度）→ 14 施設（平成 30 年度） 	
事業の内容（当初計画）	医療機関に勤務する職員の乳幼児保育事業に対し、病院内保育所の運営費について補助を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・補助を行う医療機関数 13 ヶ所 ・補助を行う医療機関の保育児童数 150 名 	
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> ・補助を行う医療機関数 14 ヶ所 ・補助を行う医療機関の保育児童数 229 名 	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・院内保育所の設置数 34 施設（平成 30 年度） ・院内保育所の運営支援施設数 14 施設（平成 30 年度） <p>（1）事業の有効性 病院内保育所の整備により、医療機関に勤務する職員の勤務環境を改善し、離職防止を図ることができた。</p> <p>（2）事業の効率性 補助対象の医療機関の決算状況により調整率を設け、必要な費用を限定して効率的に補助することができた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 20】 あんしん子育て救急整備運営	【総事業費】 38,988 千円
事業の対象となる区域	那賀、橋本、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	平成 30 年 (2018 年) 4 月 1 日～平成 31 年 (2019 年) 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	小児科医が地域偏在している中、各保健医療圏における小児 2 次救急医療体制を維持することが必要。 アウトカム指標： 小児 2 次救急医療体制を整備する圏域の維持 4 圏域(2015 年度(平成 27 年度)) → 5 圏域(2018 年度(平成 30 年度))	
事業の内容 (当初計画)	2 次救急医療を担う病院に対して、休日・夜間の小児科専門医による診療体制を整えるために必要な運営費の補助を行う。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	保健医療圏の 2 次救急医療機関における小児科医の当直体制の実施 (5 医療機関)	
アウトプット指標 (達成値)	那賀・橋本・御坊・田辺・新宮の 5 圏域に所在する 6 病院に対し、休日・夜間の小児科専門医による診療体制を整えるために必要な運営費の補助を実施	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 小児 2 次救急医療体制を整備している保健医療圏の維持 4 医療圏 (平成 28 年度) → 5 医療圏 (平成 30 年度) (1) 事業の有効性 休日・夜間の小児科専門医による診療体制を整備することにより、2 次医療圏単位での小児救急医療体制の堅持につながり、県民が居住地の最寄りの病院で小児科専門医による診療を受ける体制整備を行うことができた。 (2) 事業の効率性 2 次医療圏単位で小児診療の拠点となる病院の運営を支援することにより、医師の負担を軽減しつつ、小児救急患者を効率的に診療することができた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 21】 子ども救急相談ダイヤル（#8000）	【総事業費】 19,381 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	和歌山県	
事業の期間	平成 30 年（2018 年）4 月 1 日～平成 31 年（2019 年）3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>夜間休日に小児の軽症患者が高次医療機関へ集中し、病院勤務医に過重負担となっている。また、本来業務である 2 次 3 次救急医療の提供に支障が出る恐れがある。</p> <p>アウトカム指標： 2 次救急医療機関における小児救急患者数（入院を除く患者数）の減少 14,484 人（2016 年度（平成 28 年度）） → 13,500 人（2018 年度（平成 30 年度））</p>	
事業の内容（当初計画）	子どもの急病に対する保護者の不安を緩和し、不要不急の救急受診を抑制するため、看護師・小児科医師による夜間休日の電話相談を 365 日体制で実施する。（委託）	
アウトプット指標（当初の目標値）	年間相談件数 10,000 件以上	
アウトプット指標（達成値）	年間相談件数 8,551 件	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 2 次救急医療機関における小児科救急患者数（入院を除く患者数）の減少 14,484 人（平成 28 年度）→ 12,404 人（平成 30 年度）</p> <p>（1）事業の有効性 子ども救急相談ダイヤル（#8000）事業を実施することにより、保護者の不安軽減と不要不急の救急受診の抑制、病院勤務医の負担軽減につなげることができた。</p> <p>（2）事業の効率性 入札によって電話相談業務の受託者を決定しており、コストの低下を図っている。</p>	
その他		

3. 事業の実施状況（介護分）

平成30年度和歌山県計画に規定した事業について、平成30年度終了時における事業の実施状況について記載。

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.1】 介護人材マッチング機能強化事業（参入促進）	【総事業費】 4,887千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	和歌山県（県社会福祉協議会へ委託）	
事業の期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日 ■継続 / □終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築を図る。 アウトカム指標：令和2年度末における介護職員需給差(877人)の縮小に向け、介護職員300人を増加する。	
事業の内容（当初計画）	地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進のために、学校訪問や福祉の仕事出張講座、その他広報啓発を実施。	
アウトプット指標（当初の目標値）	学校訪問件数 210校 福祉の仕事出張講座開催数 20校 学生向けパンフレット 18,000部配布 県内高校出身者向けDM発送 5,200部	
アウトプット指標（達成値）	<平成30年度> 事業費未執行のため実績なし	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 事業費未執行のため実績がなく、観察できなかった <参考> 平成30年度介護サービス従事者数（推測値）21,499人（407人増加）</p> <p>（1）事業の有効性 平成27年度積立分を活用し事業を行ったため、平成30年度事業費は未執行であるが、地域住民や学校の生徒に対して、啓発等を通じて介護や介護の仕事について理解してもらうことで、求職者増に繋がり、介護職員300人増加の目標に対し407人が増加した。 そのことから、引き続き事業を継続することで、より多くの介護人材を確保することが期待できる。</p> <p>（2）事業の効率性 社会福祉法第93条第1項に基づき指定している和歌山県福祉人材センターへ委託することで、効率的かつ効果的に事業が実施できる。</p>	
その他	<平成30年度> 平成27年度積立分を活用し事業を行ったため、平成30年度事業費は未執行	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 2】 介護人材マッチング機能強化事業（職場体験）	【総事業費】 1,800 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	和歌山県（県社会福祉協議会へ委託）	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 ■継続 / □終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築を図る。 アウトカム指標：令和 2 年度末における介護職員需給差(877 人)の縮小に向け、介護職員 300 人を増加する。	
事業の内容（当初計画）	若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした福祉・介護の職場体験の機会を提供	
アウトプット指標（当初の目標値）	職場体験受入人数 100 人 うち福祉分野への就職者数 30 人	
アウトプット指標（達成値）	<平成 30 年度> 事業費未執行のため実績なし	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 事業費未執行のため実績がなく、観察できなかった <参考> 平成 30 年度介護サービス従事者数（推測値）21,499 人（407 人増加）</p> <p>（1）事業の有効性 平成 27 年度積立分を活用し事業を行ったため、平成 30 年度事業費は未執行であるが、若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした福祉・介護の職場体験の機会を提供することで、介護職場への就職を促進することができ介護職員 300 人増加の目標に対し 407 人増加した。 そのことから、引き続き事業を継続することで、より多くの介護人材を確保することが期待できる。</p> <p>（2）事業の効率性 社会福祉法第 93 条第 1 項に基づき指定している和歌山県福祉人材センターへ委託することで、効率的かつ効果的に事業が実施できる。 また、受入事業所と、連絡を密にして体験希望者を受入れることで、事業を効率的に行うことができた。</p>	
その他	<平成 30 年度> 平成 27 年度積立分を活用し事業を行ったため、平成 30 年度事業費は未執行	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.3】 介護人材確保対策事業	【総事業費】 17,070 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	和歌山県	
事業の期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日 ■継続 / □終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築を図る。 アウトカム指標：令和2年度末における介護職員需給差(877人)の縮小に向け、介護職員300人を増加する。	
事業の内容（当初計画）	県内の高等学校の学生を対象に、介護に関する基礎的な知識と技術を習得する機会を提供。 施設・事業所関連の団体等及び高等学校と連携し、就職を希望する高校生に対し、介護資格（介護職員初任者研修課程）取得を支援。	
アウトプット指標（当初の目標値）	資格取得者数 高校生 240 人	
アウトプット指標（達成値）	<平成30年度> 事業費未執行のため実績なし	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 事業費未執行のため実績がなく、観察できなかった <参考> 平成30年度介護サービス従事者数（推測値）21,499人（407人増加）</p> <p>（1）事業の有効性 平成27年度積立分を活用し事業を行ったため、平成30年度事業費は未執行であるが、就職を希望する県内の高等学校の生徒や、介護現場へ新規参入した介護に関する資格を持たない者を対象に初任者研修を修了する機会を創出することにより、人材の介護現場へ新規参入と定着を促進することができ、介護職員300人増加の目標に対し407人増加した。 そのことから、引き続き事業を継続することで、より多くの介護人材を確保することが期待できる。</p> <p>（2）事業の効率性 指定研修事業者と高等学校・介護事業所法人が連携して初任者研修を行うことで、研修の実施を効率的にすることができる。</p>	
その他	<平成30年度> 平成27年度積立分を活用し事業を行ったため、平成30年度事業費は未執行	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 4】 中高年齢者マッチング事業	【総事業費】 2,185 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	和歌山県（県社会福祉協議会・県介護普及センターへ委託）	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 ■継続 / □終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築を図る。	
	アウトカム指標：令和 2 年度末における介護職員需給差(877 人)の縮小に向け、介護職員 300 人を増加する。	
事業の内容（当初計画）	介護未経験の中高年齢者等が地域の介護職場で就労の際に求められる最低限度の知識・技術等を学ぶことができる研修会を実施するとともに、研修受講者の就労までのマッチングを行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	研修会への参加者数 70 人 参加者のうち介護分野への就職者数 10 人	
アウトプット指標（達成値）	<平成 30 年度> 事業費未執行のため実績なし	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 事業費未執行のため実績がなく、観察できなかった <参考> 平成 30 年度介護サービス従事者数（推測値）21,499 人（407 人増加）	
	<p>（1）事業の有効性</p> <p>平成 29 年度積立分を活用し事業を行ったため、平成 30 年度事業費は未執行であるが、介護未経験の求職者が研修会及び就職相談会へ参加できる機会を設け、就労までのマッチングをすることにより介護従事者の増加を図り、介護職員 300 人増加の目標に対し 407 人増加した。</p> <p>そのことから、引き続き事業を継続することで、より多くの介護人材を確保することが期待できる。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>社会福祉法第 93 条第 1 項に基づき指定している和歌山県福祉人材センター及び介護分野における様々な研修実績のある県介護普及センターへ委託することで、効率的かつ効果的に事業が実施できる。</p>	
その他	<平成 30 年度> 平成 29 年度積立分を活用し事業を行ったため、平成 30 年度事業費は未執行	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.5】 福祉・介護人材マッチング機能強化事業(人材マッチング)	【総事業費】 24,182千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	和歌山県(県社会福祉協議会へ委託)	
事業の期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日 ■継続 / □終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築を図る。 アウトカム指標：令和2年度末における介護職員需給差(877人)の縮小に向け、介護職員300人を増加する。	
事業の内容(当初計画)	和歌山県福祉人材センターに専門員を配置し、合同就職説明会の開催や求人情報の提供等を実施(大規模5回、小規模8回) 介護事業所実態調査の実施	
アウトプット指標(当初の目標値)	合同就職説明会 来場者数 750人(大規模500人、小規模200人) 就職者数 70人(大規模50人、小規模20人) 福祉人材センターによる就職マッチング 170人	
アウトプット指標(達成値)	<平成30年度> 事業費未執行のため実績なし	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 事業費未執行のため実績がなく、観察できなかった <参考> 平成30年度介護サービス従事者数(推測値)21,499人(407人増加)</p> <p>(1) 事業の有効性 平成27年度積立分を活用し事業を行ったため、平成30年度事業費は未執行であるが、キャリア専門員を配置し、きめ細やかな支援を行うとともに、介護事業所と求職者の面談の場を提供することで、より多くの介護人材を確保することができ、介護職員300人増加の目標に対し407人増加した。 そのことから、引き続き事業を継続することで、より多くの介護人材を確保することが期待できる。</p> <p>(2) 事業の効率性 社会福祉法第93条第1項に基づき指定している和歌山県福祉人材センターへ委託することで、効率的かつ効果的に事業が実施できる。 また、合同就職説明会を開催することによって、学生や求職者等の情報交換・面接等がより効果的に実施できる。合同就職説明会の開催方法については、開催場所等についてより効果的な実施方法を検討していく必要がある。</p>	
その他	<平成30年度> 平成27年度積立分を活用し事業を行ったため、平成30年度事業費は未執行	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.6】 福祉・介護人材マッチング機能強化事業(キャリアアップ)	【総事業費】 527 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	和歌山県(県社会福祉協議会へ委託)	
事業の期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日 ■継続 / □終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築を図る。 アウトカム指標：令和2年度末における介護職員需給差(877人)の縮小に向け、介護職員300人を増加する。	
事業の内容(当初計画)	国家資格取得等のための勉強会を開催(年43回) (介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員など)	
アウトプット指標(当初の目標値)	参加者のべ 600人(43回開催) 国家資格取得者数 20人	
アウトプット指標(達成値)	<平成30年度> 事業費未執行のため実績なし	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 事業費未執行のため実績がなく、観察できなかった <参考> 平成30年度介護サービス従事者数(推測値)21,499人(407人増加)</p> <p>(1) 事業の有効性 平成27年度積立分を活用し事業を行ったため、平成30年度事業費は未執行であるが、国家資格取得を支援することにより介護人材の質の確保を図り、また、資格取得により介護事業所における当該職員の処遇改善等につなげることで、介護人材の定着を図ることができ、介護職員300人増加の目標に対し407人増加した。 そのことから、引き続き事業を継続することで、より多くの介護人材を確保することが期待できる。</p> <p>(2) 事業の効率性 社会福祉法第93条第1項に基づき指定している和歌山県福祉人材センターへ委託することで、効率的かつ効果的に事業が実施できる。</p>	
その他	<平成30年度> 平成27年度積立分を活用し事業を行ったため、平成30年度事業費は未執行	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.7】 介護人材キャリアアップ研修事業	【総事業費】 10,370 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	和歌山県（県介護普及センター、県介護支援専門員協会等へ委託）	
事業の期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日 ■継続 / □終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築を図る。 アウトカム指標：令和2年度末における介護職員需給差(877人)の縮小に向け、介護職員300人を増加する。	
事業の内容（当初計画）	① 介護職員等がたんの吸引等の医療的ケアを、施設等において提供するため、適切にたんの吸引等を行うことができるよう養成。 ② 介護職員等がたんの吸引等を実施するために必要な研修における、指導者養成及び資質の向上を図るための研修を実施。 ③ 新任職員及び中堅職員に対して必要となる知識を習得させる研修及びサービス提供責任者など介護サービス従事者を対象に必要な知識と技術を修得させる研修を実施。 ④ 介護支援専門員資質向上研修の講師・ファシリテーターに対しファシリテーション研修を実施するとともに、研修向上委員会を開催し、介護支援専門員法定研修の質の向上を図る。 ⑤ 特別養護老人ホーム等の介護保険施設の職員に対して、歯科専門職（歯科医師・歯科衛生士）が歯科口腔保健の重要性や口腔ケアの手技等の研修を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	① 喀痰吸引等研修による認定特定行為従事者の養成 390人 ② 喀痰吸引等研修における指導者の養成 30人 ③ 新任職員研修 60人 中堅職員研修 50人 介護職員テーマ別研修 190人 サービス提供責任者研修 90人 ④ 介護支援専門員ファシリテーター研修 50人 介護支援専門員研修向上委員会 1回 ⑤ 実施施設数 5区域	
アウトプット指標（達成値）	<平成30年度> 事業費未執行のため実績なし	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 事業費未執行のため実績がなく、観察できなかった <参考> 平成30年度介護サービス従事者数（推測値）21,499人（407人増加） （1）事業の有効性 平成27年度積立分を活用し事業を行ったため、平成30年度事業費は未執行であるが、喀痰吸引等を安全に提供することができ	

	<p>る介護職員の養成や、高齢者介護のチームづくり及び地域組織づくりリーダーの養成、介護支援専門員の専門性の向上等介護従事者の資質の向上を図ることで、介護職員 300 人増加の目標に対し 407 人増加した。</p> <p>そのことから、引き続き事業を継続することで、より多くの介護人材を確保することが期待できる。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>県内複数箇所で研修を実施することで、喀痰吸引等を安全に提供することができる介護職員の養成を効果的に実施できた。特に、演習において、指導看護師と介護職員と一緒に喀痰吸引等の手技の確認をすることで、より効果的な研修になっている。引き続き県内複数箇所で実施することで効果的な研修を進めていく。</p> <p>また、介護職員の経験に合わせた階層別研修や、介護職員が日々の業務において直面する問題を取り扱ったテーマ別研修などでは、受講者ごとに必要な研修を行うことで、介護職員の資質向上を効率的に行うことができた</p>
その他	<p><平成 30 年度></p> <p>平成 27 年度及び平成 28 年度積立分を活用し事業を行ったため、平成 30 年度事業費は未執行</p>

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.8】 福祉・介護人材マッチング機能強化事業(潜在的有資格者の再就業促進)	【総事業費】 1,897 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	和歌山県（県社会福祉協議会へ委託）	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 ■継続 / □終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築を図る。 アウトカム指標：令和 2 年度末における介護職員需給差(877 人)の縮小に向け、介護職員 300 人を増加する。	
事業の内容（当初計画）	潜在的有資格者に対する情報提供、研修などを実施 情報提供回数 年 4 回 研修実施回数 4 回	
アウトプット指標（当初の目標値）	情報提供希望者数 1,300 人 研修参加者 70 人 再就職者数 20 人	
アウトプット指標（達成値）	<平成 30 年度> 事業費未執行のため実績なし	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 事業費未執行のため実績がなく、観察できなかった <参考> 平成 30 年度介護サービス従事者数（推測値）21,499 人（407 人増加）</p> <p>（1）事業の有効性 平成 27 年度積立分を活用し事業を行ったため、平成 30 年度事業費は未執行であるが、離職した介護人材へ情報提供や、研修を実施することで、介護事業所は即戦力を確保することができ、また、離職者はよりきめ細やかな介護事業所の情報を得ることができたため、介護人材の確保につながり、介護職員 300 人増加の目標に対し 407 人増加した。 そのことから、引き続き事業を継続することで、より多くの介護人材を確保することが期待できる。</p> <p>（2）事業の効率性 社会福祉法第 93 条第 1 項に基づき指定している和歌山県福祉人材センターへ委託することで、効率的かつ効果的に事業が実施できる。</p>	
その他	<平成 30 年度> 平成 27 年度積立分を活用し事業を行ったため、平成 30 年度事業費は未執行	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.9】 認知症地域支援人材育成研修事業	【総事業費】 5,783 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	和歌山県	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 ■継続 / □終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築を図る。	
	アウトカム指標： ① 認知症診療に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援、医療従事者に対して、地域包括支援センターとの連携役の養成や、認知症の疑いがある人に早期に気づき、早期に専門的なケアにつなげる等医療現場において適切な対応ができる体制を整備・充実 ② 高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者について、適切な認知症介護に関する知識・技術の修得・充実を図る。	
事業の内容（当初計画）	① 認知症サポート医の養成、認知症サポート医のフォローアップ研修、病院勤務医療従事者、歯科医師、薬剤師及び看護職員向け認知症対応力向上研修の実施 ② 認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図るため、高齢者介護の指導的立場にある者や介護実践者、サービス事業の管理的立場または、代表的立場にある者に対して、必要な知識や技術を修得させる研修を実施。	
アウトプット指標（当初の目標値）	① 認知症サポート医 7人養成 認知症診療医フォローアップ研修 1回開催（60人程度） 一般病院勤務の医療従事者向け研修 2回開催（200人程度） 歯科医師認知症対応力向上研修 2回開催（80人程度） 薬剤師認知症対応力向上研修 2回開催（100人程度） 看護職員認知症対応力向上研修 2回開催（100人程度） ② 認知症介護サービス事業開設者研修 20人 認知症対応型サービス事業管理者研修 100人 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 30人 認知症介護基礎研修 200人 認知症介護指導者フォローアップ研修 2人 認知症介護指導者スキルアップ事業 50人	
アウトプット指標（達成値）	<平成 30 年度> 事業費未執行のため実績なし	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 事業費未執行のため実績がなく、観察できなかった <参考> 認知症サポート医養成 61 人	
	（1）事業の有効性 平成 27 年度積立分を活用し事業を行ったため、平成 30 年度事	

	<p>業費は未執行であるが、認知症サポート医を現在の 54 人に加えて新たに 7 人養成する等認知症の状況に応じた支援体制の構築や、病院における認知症の方への支援体制を強化することができた。また、高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、認知症介護の知識・技術に関する研修を実施することで、介護サービスの質を向上させることができた。</p> <p>そのことから、引き続き事業を継続することで、認知症を早期発見・早期対応できる体制を整備し、また、良質な介護を担うことができる人材を質・量ともに確保することが期待できる。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>サポート医、かかりつけ医、病院勤務の医師・看護師、歯科医師、薬剤師及び看護職員、それぞれに対して必要な研修を行うにあたり関係団体に事業を委託することにより、効率的な研修を実施できる。</p> <p>また、過去に研修実施実績があり、研修実施のノウハウがある団体へ委託することで効率的な実施をすることができる。</p> <p>また、認知症介護サービス事業開設者研修、認知症対応型サービス事業管理者研修及び小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修については、研修の受講要件である認知症介護実践者研修の終了後に、研修を実施することで効果的に実施することができる。</p>
その他	<p><平成 30 年度></p> <p>平成 27 年度積立分を活用し事業を行ったため、平成 30 年度事業費は未執行</p>

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 10】 福祉・介護人材マッチング機能強化事業(定着促進)	【総事業費】 1,630 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	和歌山県	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 ■継続 / □終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築を図る。 アウトカム指標：令和 2 年度末における介護職員需給差(877 人)の縮小に向け、介護職員 300 人を増加する。	
事業の内容(当初計画)	福祉事業所の職場環境に関する訪問相談や経営者向けセミナー等を実施 セミナー実施回数 5 回 テーマ案 効果的な求人方法、執務環境改善など	
アウトプット指標(当初の目標値)	事業所訪問件数 のべ 150 件 経営者セミナー参加者 150 人 (他、研修参加法人の効果測定をアンケートにより実施予定)	
アウトプット指標(達成値)	<平成 30 年度> 事業費未執行のため実績なし	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 事業費未執行のため実績がなく、観察できなかった <参考> 平成 30 年度介護サービス従事者数(推測値) 21,499 人(407 人増加) (1) 事業の有効性 平成 27 年度積立分を活用し事業を行ったため、平成 30 年度事業費は未執行であるが、事業所への訪問相談や経営者セミナーにより、介護事業所の職場環境の改善を図り、また、介護人材の離職の防止を図ることで、介護人材の確保につなげることができ、介護職員 300 人増加の目標に対し 407 人増加した。 そのことから、引き続き事業を継続することで、より多くの介護人材を確保することが期待できる。 (2) 事業の効率性 社会福祉法第 93 条第 1 項に基づき指定している和歌山県福祉人材センターへ委託することで、効率的かつ効果的に事業が実施できている。	
その他	<平成 30 年度> 平成 27 年度積立分を活用し事業を行ったため、平成 30 年度事業費は未執行	